

諮問・答申

(諮問)

亀企第1644号
平成28年10月31日亀山市総合計画審議会
会長 村山 顕人様

亀山市長 櫻井 義之

第2次亀山市総合計画に係る基本構想及び前期基本計画について（諮問）

亀山市総合計画条例（平成27年亀山市条例第24号）第10条第1号の規定により、第2次亀山市総合計画に係る基本構想（諮問案）及び前期基本計画（諮問案）について、貴審議会の意見を求めます。

(答申)

平成28年12月7日

亀山市長 櫻井 義之様

亀山市総合計画審議会
会長 村山 顕人

第2次亀山市総合計画に係る基本構想及び前期基本計画について（答申）

平成28年10月31日付け亀企第1644号で諮問のありました第2次亀山市総合計画に係る基本構想及び前期基本計画につきましては、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、適当と認められますので、その旨答申します。

また、この答申及び当審議会における審議過程を尊重し、第2次総合計画の策定を行うとともに、下記の事項に十分留意し、「歴史・ひと・自然が心地よい 緑の健都かめやま」の実現に努められるよう要望します。

記

- 1 第2次総合計画における最大の課題である人口減少問題にしっかりと向き合い、亀山市人口ビジョンにおける将来人口の展望を意識しながら、中長期的な視点を持った若い世代の定住促進などを積極的に進められたい。
- 2 前期基本計画の施策やその推進のための事務事業などを含めた総合的な行政評価を実施することで、第2次総合計画の効果的な推進を図られたい。また、施策推進や評価の実施にあたっては、成果指標だけでなく、本来の上位目的を十分に理解し、取り組まれたい。
- 3 前期基本計画に位置付けた施策を着実に推進することができるよう、中期的な財政見通し等を踏まえ、安定した財政運営に努めるとともに、積極的な行財政改革を推進されたい。